

現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人については、善通寺市工事請負契約約款第 10 条第 2 項により常駐義務を課しているところであるが、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、一定の要件のもとに現場代理人の常駐義務を緩和し、兼務を認めることとする。

1 常駐義務緩和の対象

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。

- (1) それぞれの工事が密接な関係のある工事であって、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合
- (2) 同一の現場代理人を配置しようとする受注者又は工事が、次の要件をすべて満たしている場合
 - ア 市内に本店及び営業所を有する者であること。
 - イ 過去 2 年以内の市発注の工事を 2 件以上受注した者であって、当該工事の工事成績評定点の平均点が 65 点未満でないこと。
 - ウ 市発注工事であって、工事場所が市内であること。
 - エ 対象工事件数は 2 件までとし、いずれも請負金額 500 万円未満の全業種に係る工事であること。

2 常駐義務緩和を受けるための手続について

- (1) 同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合は、受注者は、「現場代理人兼務届」に所定の事項を記入の上、発注者に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 現場代理人の兼務を要しなくなった場合は、受注者は、速やかに「現場代理人の兼務解除届」を発注者に提出しなければならない。

3 注意事項

- (1) 2 件の工事を兼務する現場代理人は、それぞれの工事現場の安全管理を徹底し、常に発注者と連絡が取れる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は、駐在する現場に偏りがないよう配慮しつつ、兼務する工事現場のいずれかに必ず駐在し、工事現場の管理運営に努めること。
- (3) 兼務している工事の一方又は両方が、設計変更により請負金額が 500 万円以上となった場合においても、引き続き兼務することができるものとする。
- (4) 発注者は、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合は、現場代理人の兼務を解除し、受注者に新たな現場代理人を配置するよう求めることができるものとする。

問合せ

善通寺市総務部総務課

TEL0877-63-6302